

法務省民二第265号

平成25年4月8日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

学校法人、公益社団法人及び公益財団法人並びに宗教法人が保育所の用に供する不動産の登記に関する証明について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

雇児発0329第28号
平成25年3月29日

法務省民事局長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

学校法人、公益社団法人及び公益財団法人並びに宗教法人が保育所の用に供する不動産の登記に関する証明について（照会）

今般、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）が成立し、登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第3の1、同5の2及び同12の項が改正され、学校法人、公益社団法人及び公益財団法人並びに宗教法人（以下「学校法人等」という。）が保育所の用に供する不動産の登記に関しては、非課税措置が講じられることとなりました。これに伴い、登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）が改正され、学校法人等が保育所の用に供している不動産については、当該保育所の監督を行う都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が証明事務を行うこととされ、平成25年4月1日より実施されることとなりました。

これに伴い、厚生労働省といたしましては、当該証明書事務に関わる留意事項等について、各都道府県知事等に対し通知いたしたいと考えていますが、同通知において、本証明事務に係る様式についても別紙のとおり定めることといたしましたので、差し支えないか照会します。なお、差し支えないときは、貴管下機関への周知方よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

なお、同様式については、これまでの経緯を踏まえ、あくまでも参考様式という取扱いとしたいと考えておりますので、この旨お含み置きくださるようお願いいたします。

(様式例1：学校法人用)

平成 年 月 日

〇 〇 〇 知事 (市長) 殿

(申請者) 所在地
法人名
代表者 印

登録免許税法別表第3の1の項の第3欄の第3号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第3の1の項の第3欄の第3号に該当することについて、同法施行規則第2条第1項第2号の規定により証明くださるよう申請します。

記

証明を受けようとする不動産	所在	地番又は家屋番号	地目又は建物の種類・構造	地積又は床面積	具体的用途

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第3の1の項の第3欄の第3号に該当することを証明します。

平成 年 月 日

〇 〇 〇 知事 (市長) 〇 〇 〇 〇 印

(様式例2：公益社団法人及び公益財団法人用)

平成 年 月 日

〇 〇 〇 知事 (市長) 殿

(申請者) 所在地
法人名
代表者 印

登録免許税法別表第3の5の2の項の第3欄の第2号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第3の5の2の項の第3欄の第2号に該当することについて、同法施行規則第2条の8第2号の規定により証明くださるよう申請します。

記

証明を受けようとする不動産	所在	地番又は家屋番号	地目又は建物の種類・構造	地積又は床面積	具体的用途

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第3の5の2の項の第3欄の第2号に該当することを証明します。

平成 年 月 日

〇 〇 〇 知事 (市長) 〇 〇 〇 〇 印

(様式例 3 : 宗教法人用)

平成 年 月 日

〇 〇 〇 知事 (市長) 殿

(申請者) 所在地
法人名
代表者 印

登録免許税法別表第 3 の 1 2 の項の第 3 欄の第 3 号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第 4 条第 2 項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第 3 の 1 2 の項の第 3 欄の第 3 号に該当することについて、同法施行規則第 4 条第 3 号の規定により証明くださるよう申請します。

記

証明を受けようとする不動産	所在	地番又は家屋番号	地目又は建物の種類・構造	地積又は床面積	具体的用途

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第 3 の 1 2 の項の第 3 欄の第 3 号に該当することを証明します。

平成 年 月 日

〇 〇 〇 知事 (市長) 〇 〇 〇 〇 印

法務省民二第264号

平成25年4月8日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 殿

法務省民事局長

学校法人、公益社団法人及び公益財団法人並びに宗教法人が保育所の用に供する不動産の登記に関する証明について（回答）

本年3月29日付け雇児発0329第28号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。